三、株式会社小学館に対する件

昭和四十九年（排）第十号

排除命令

東京都千代田区一ッ橋二丁目三番一号

株式会社小学館

右代表者　代表取締役　相賀徹夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社小学館は、一般消費者を対象に、その発行する週刊誌「女性セブン」昭和四十九年一月十六日新春特大号において「新春ブライダルお年玉」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により、景

品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行なった公示について、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社小学館（以下「小学館」という。）は、肩書地に本店を置き、雑誌及び書籍の出版業等を営む事業者である。

二　小学館は、昭和四十九年一月二日発売の週刊誌「女性セブン」昭和四十九年一月十六日新春特大号において、「新春ブライダルお年玉」と称して、鉛筆で表面をこすると大吉、中吉、番号及び占いの部分が浮き出る「おみくじ」を綴り込み、この「おみくじ」で大吉とでた者に対して、三行詩を応募させることとし、応募のはがきに、大吉とでた部分を切り取って貼付し、三行詩と次表の景品類の番号と品名を記載のうえ応募させ、応募者の希望する景品類の種類ごとに三行詩の審査を行ない、その優劣により、それぞれ景品類を提供することを企画し、これを実施していたところ、当委員会の調査後、右企画を中止し、この旨を女性セブン二月二十日号（二月七日発売）に広告した。

番号	品名	価額	本数
1	カラーテレビ	一一九、八〇〇円相当	一
2	全自動洗濯機	五九、八〇〇円〃	一
3	えんむすび御守	三〇〇円〃	三〇〇
4	冷凍冷蔵庫	七五、八〇〇円〃	一
5	クリーナー	二五、八〇〇円〃	二
6	電子レンジ	七二、八〇〇円〃	一

7	ヘアーカーラー	九、七〇〇円相当	五
8	音叉時計	六、五〇〇円〃	五
9	電子保温釜	一五、五〇〇円〃	三
10	カラーテレビ	八九、八〇〇円〃	一
11	タイムスイッチ	四、二五〇円〃	一〇
12	オーブントースター	五、三〇〇円〃	五
13	スチームアイロン	四、八五〇円〃	五
14	置物ライト	一、〇〇〇円〃	一〇〇
15	白黒テレビ	四八、〇〇〇円〃	二
16	ホットプレート	六、三〇〇円〃	五
17	電子ジューサー	一九、五〇〇円〃	三

三　しかるに、右懸賞に係る取引の価額は百三十円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額は二千六百円である。したがって、右景品類中「えんむすび御守」及び「置物ライト」を除くその他の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、小学館の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第七号に該当する懸賞であって、同告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年五月二十九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉　文二

委員　瀧川正久